

職員の懲戒処分の公表

伊都消防組合において、令和6年3月19日付けで地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので下記のとおり公表いたします。

記

| | |
|---------------|--|
| 1 被処分職員の所属 | 伊都消防組合消防本部 |
| 2 被処分職員の役職 | 消防長 |
| 3 被処分職員の階級 | 消防司令長 |
| 4 被処分職員の年齢 | 60歳 |
| 5 被処分職員の性別 | 男性 |
| 6 処分内容 | 懲戒処分 停職3か月 |
| 7 処分年月日 | 令和6年3月19日 |
| 8 処分に至った事実の概要 | 伊都消防組合管内の事業所からの消防法に基づく予防行政指導への苦情事案の対応において、消防長が予防課職員及び対象事業所に対して適切な調査と当組合幹部職員への報告及び相談を行わず、さらにこれまでの指導内容に問題がないにもかかわらず対象事業所に出向き、代表者と関係者に謝罪を行ない、今後の指導方針の変更並びに必要な以上の規制緩和を予防課に指示した行為は、適正な予防行政指導に重大な支障を与え、当組合に対する住民の信用を失墜させた。 |
| 9 処分根拠 | (1) 部下へのパワーハラスメント (2) コンプライアンス（法令遵守）違反 (3) 関係事業所への不適正な謝罪 |
| 10 処分根拠法令等 | (1) 地方公務員法第29条（懲戒） (2) 地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務） (3) 地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止） (4) 伊都消防組合職員の懲戒に関する手続き及び効果に関する条例 (5) 伊都消防組合職員の懲戒処分の基準 |
| 11 再発防止策について | この度の不祥事につきまして、住民の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。 今後は、この事実を厳粛に受け止め、このような非違行為を二度と起こすことのないよう、厳正な服務規律の確保と綱紀粛正を徹底し、適正な事務処理に努め、再発防止に取り組んでまいりますとともに、住民の皆様のご信頼を一日も早く回復できるよう全力を尽くしてまいります。 |

【情報配信元】

伊都消防組合消防本部 総務課

TEL 0736(22)0119

FAX 0736(22)1215